

第14回国際シンポジウム
パネルディスカッション概要

- 1 日時：平成29年5月19日（金）13：30～17：10
- 2 場所：イイノホール&カンファレンスセンター
（東京都千代田区内幸町2-1-1）
- 3 議事次第
 - (1) 開会の辞（13：30～13：40）
杉本和行 公正取引委員会委員長
 - (2) 基調講演①（13：40～14：30）：Howard Shelanski 教授
“Can Merger Control Stay Relevant in an Era of Global Competition and Innovation?”
 - (3) 基調講演②（14：30～15：20）：Bruce Lyons 教授
“European Perspective on Achievements and Challenges for the Next Decade”
 - (4) コメント（15：40～16：00）：小田切 宏之 名誉教授
 - (5) パネルディスカッション（16：00～17：10）
 - モデレーター：岡田 羊祐 教授（CPRC所長）
 - パネリスト：Howard Shelanski 教授, Bruce Lyons 教授
 - コメンテーター：小田切 宏之 名誉教授（CPRC顧問）

4 パネルディスカッションの概要

パネルディスカッションでは、大要以下のとおり議論が行われた。

(1) デジタル・プラットフォーム（小田切名誉教授からのコメントに対して）

(Shelanski 教授) デジタル・プラットフォームについて、2点コメントしたい。

1つ目は、データに関するものである。支配的地位にあるプラットフォームによる大量のデータの集積が競争にどう影響を与えるか、参入阻止につながるか、といったことが重要な論点となっている。データの複製が難しい場合など、参入阻止が実際に生じる場合もあると考えられる。

2つ目は、価格アルゴリズムによる協調的行為についてである。も

し洗練された人工知能による価格設定により、事業者間が実際に価格について合意していないにもかかわらず、結果的に協調的な価格の引上げが生じるような場合には、競争当局がこれを違反とするのは容易ではないかもしれない。

(Lyons 教授) データ収集については、ある事業者が、市場を支配していても、財の品質が改善する場合など、競争政策上問題があるとは必ずしも言えない。

価格アルゴリズムによる協調的行為について、いくつか類型がある。第一に他社の価格を参照した上で他社の価格より高い又は低い価格を付けるといった単純なものである。例えば、ある2社が、ともに、相手方の価格より数円高い価格を設定するというアルゴリズムを使用している場合、価格が爆発的に増加するといった状況が発生する可能性がある。第二に、価格アルゴリズムは、合意した価格が乖離しているかをチェックするなどカルテルの実効性を確保する手段として用いられる場合が考えられる。第三に、Shelanski 教授がいうような洗練された人工知能による価格の引上げが考えられるが、このような行為を違法とするのは難しいという点については同意見である。

(2) 企業結合規制に係る米国と EU との異同

(Shelanski 教授) 一般論として、どのような競争制限効果があり得るかといった点については、共通のフレームワークを有していると言える。他方で、どの要素を重視するかというバランスについて国ごとに違いがあるのではないかと考える。また、競争の制限の立証に当たってどの程度の証拠が必要になるかについても、各国ごとに基準が異なる。例えば、米国の特徴としては、垂直効果について、明確な競争阻害効果が認められない限りは合併を認める傾向にある。

(Lyons 教授) 協調効果については、EU では、協調効果が認められるためには、協調的な価格等からの逸脱が難しい状況になっているかといったことが必要になるとした判決が欧州委員会に影響を与えている。また、垂直効果については、関係会社から悪影響を受けるとの意見を提出されることが多いこともあり、合併規制の競争阻害要因として、垂直効果が挙げられることが多い。

(3) グローバル化が進む中での企業結合審査上の注意点

(Shelanski 教授) 原理的には、各国間で違いがあってはならない。各国の競争当局が独自に検討すべきこととしては、例えば、各国の消費者、価格、生産量にどのような影響があるかという点である。私たちは、各国の合併審査をさらに連携させることで、各国間で異なる判断がされてしまう可能性を避け、適切な合併審査を考えていく必要がある。

(Lyons 教授) 欧州委員会にとっては、「地理的市場画定」が重要項目となっている。EU には複数の加盟国が存在するので、合併はしばしば国ごとに行われ、ときにはグローバルに行われ、「マーケットシェアをどのように定義するか」が重要な問題となっている。供給サイドの代替性を考慮すると、ある国の企業はもちろん他国でも商品を買収できるため、地理的市場をグローバルに広く捉える必要があると考えられる一方、「重要なのは需要サイドだ」という意見もある。

(小田切名誉教授) 日本では多くの合併が行われており、グローバルな合併も増えてきているが、企業結合審査基準に関して日本と米国・EU との間で大きな違いはないと思う。違いがあるとすれば、日本企業と外国企業との企業文化の違いかも知れない。これまで企業結合事案に関して、公正取引委員会が排除措置命令を講じたり、裁判で争われた例はない。これは、問題となりそうなほとんどの場合において、当事会社が問題解消措置を提案することにより解決したり、一次審査や二次審査の段階で当事会社が合併を断念して取り下げるためである。米国企業などは最後まで争うという方針を採る場合があり、このままグローバル化が進むと裁判になるような案件も出てくるかもしれない。

(4) 経済分析ツールの活用

(Shelanski 教授) 合併審査をする上、①単独効果が生じているか、②イノベーションへの影響はどうか、③垂直関係にどのような影響を及ぼすか、という3つの領域での分析が重要になってくるが、各領域ごとに経済分析ツールの発展の状況も異なっている。垂直関係については、vertical arithmetic という分析ツールが確立されており、最も発展が進んでいる領域といえる。また、単独効果については、UPP や GUPPI といった手法が用いられてきており、これらは製品差別化の進んでいる

場合には優れたツールとなる一方で、コンクリートのようなコモディティ市場においては、これらの手法は有効ではない点や十分なデータがなければうまくいかない点について注意が必要である。他方、イノベーションについては、最も発展が遅れているといえる。

(Lyons 教授) UPP は、転換率 (diversion ratio) と利益 (margin) という2つの数字から算出できるものであり、シンプルで裁判官にも伝わりやすいものであると考える。他方で非常に複雑な企業結合のシミュレーションはあまり使われなくなっている。

(5) 当局間の協力の在り方

(Shelanski 教授) 競争当局の国際的な協力は、各当局のリソースの節約・公平性の観点からも重要であるが、個々の合併によって生じる影響は国ごとに異なるという限界があることも注意する必要がある。野心的ではあるが、グローバルな合併事案について、各国間の協力を通じて、当事会社は何箇所も申請を行わなくて済むような制度を構築できるのが望ましいと考える。

(Lyons 教授) すでに様々な当局のエコノミスト間で協力が行われており、特に FTC や DOJ は、頻繁に電話会議を行い、広範な分析については連携している。経済分析結果や競争阻害要因に係る理論 (Theories of harm) を共有することで時間等を削減できると思われる。

(小田切名誉教授) 各国の当局間での協力は進んでいる。カルテル事案と比べると、企業結合事案の場合は当事会社も協力的であることもあり、特に日・米・EU・韓国といった当局間では、積極的に情報交換が行われている。他方で、新興国との間ではコミュニケーションが難しい場面もあるかもしれない。その他にも、ICN や OECD といった国際機関を通じた情報共有も行われており、各国の事例や分析手法をお互いに学びあっている。UPP・GUPPI といった手法はその好例である。ただし、当然ながら、最終的な判断は各国当局に委ねられている。

以上